

広島県訓令第4号

本 庁
地 方 機 関
労働委員会事務局

特別の資格又は職名を有する職員の任命等に関する訓令等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

特別の資格又は職名を有する職員の任命等に関する訓令等の一部を改正する訓令

令

(特別の資格又は職名を有する職員の任命等に関する訓令の一部改正)

第一条 特別の資格又は職名を有する職員の任命等に関する訓令(昭和五十九年広島県訓令第六号)の一部を次のように改正する。

第五条中「県立広島学園指導課」を「県立広島学園自立支援課」に、「児童福祉施設最低基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第八十二条各号のいずれか」を「児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第三号)第一条」に改める。

第五条の二中「県立広島学園指導課」を「県立広島学園自立支援課」に、「児童福祉施設最低基準第八十三条各号のいずれか」を「児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(第百二条)」に改める。

第十二条第二項中「土木局道路河川管理課」を「土木建築局道路河川管理課」に改める。
別表第二中「健康福祉局こども家庭課、働く女性応援プロジェクト・チーム、社会援護課、障害者支援課及び高齢者支援課」を「健康福祉局こども家庭課、働く女性応援課、社会援護課及び障害者支援課」に改める。

(広島県副知事の担任意務等に関する規程の一部改正)

第二条 広島県副知事の担任意務等に関する規程(平成十九年広島県訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号イ中「土木局」を「土木建築局」に改める。

(地方公務員共済組合の業務に従事させる職員を定める訓令の一部改正)

第三条 地方公務員共済組合の業務に従事させる職員を定める訓令(昭和三十九年広島県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第八号及び第九号中「土木局営繕課」を「土木建築局営繕課」に改める。

(不動産評価審議会規程の一部改正)

第四条 不動産評価審議会規程(昭和三十四年広島県訓令第十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「農林水産局農業担い手支援課長、土木局」を「農林水産局就農支援課

長、土木建築局」に改める。

第六条第二項中「農林水産局農業担い手支援課長、土木局用地課長」を「農林水産局就農支援課長、土木建築局用地課長」に、「土木局の」を「土木建築局の」に改める。

(広島県直営工事執行規程の一部改正)

第五条 広島県直営工事執行規程(昭和二十九年広島県訓令第十六号)の一部を次のように改正する。

「土 木 局
土木建築局
受訓先中 各 建 設 事 務 所 を「土 木 建 築 局
土木建築局
各 建 設 事 務 所」
広島ヘリポート管理事務所」

第二条中「、広島ヘリポート管理事務所」の長を削る。

(広島県損失補償事務取扱規程の一部改正)

第六条 広島県損失補償事務取扱規程(平成元年広島県訓令第十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「土木局」を「土木建築局」に改め、同条第二項及び第三項中「土木局長」を「土木建築局長」に改める。

(市町村公共土木施設災害復旧事業成功認定事務取扱規程の一部改正)

第七条 市町村公共土木施設災害復旧事業成功認定事務取扱規程(昭和三十四年広島県訓令第十六号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「土 木 局」を「土 木 建 築 局」に改める。
第五条中「土木局所管」を「土木建築局所管」に、「土木局長」を「土木建築局長」に改める。

(土木工事検査規程の一部改正)

第八条 土木工事検査規程(昭和四十六年広島県訓令第九号)の一部を次のように改正する。
受訓先中「土 木 局」を「土 木 建 築 局」に改める。

第一条中「土木局」を「土木建築局」に改める。

第三条第三項中「土木局長」を「土木建築局長」に改める。

(土木工事監督規程の一部改正)

第九条 土木工事監督規程(平成元年広島県訓令第十二号)の一部を次のように改正する。
受訓先中「土 木 局」を「土 木 建 築 局」に改める。

第一条中「土木局」を「土木建築局」に改める。

第六条第二項中「土木局長」を「土木建築局長」に改める。

(棕梨ダム操作規則の一部改正)

第十条 棕梨ダム操作規則(昭和四十五年広島県訓令第二十号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「土 木 局」を「土 木 建 築 局」に改める。
第十六条第一号中「土木局」を「土木建築局」に改める。

(野呂川ダム操作規則の一部改正)

第十一条 野呂川ダム操作規則(昭和五十一年広島県訓令第九号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「土 木 局」を「土 木 建築 局」に改める。

第十三条第一号中「土木局」を「土木建築局」に改める。

(魚切ダム操作規則の一部改正)

第十二条 魚切ダム操作規則(昭和五十六年広島県訓令第二十三号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「土 木 局」を「土 木 建築 局」に改める。

第十三条第一号中「土木局」を「土木建築局」に改める。

(御調ダム操作規則の一部改正)

第十三条 御調ダム操作規則(平成三年広島県訓令第十号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「土 木 局」を「土 木 建築 局」に改める。

第十条第一号中「土木局」を「土木建築局」に改める。

(四川ダム操作規則の一部改正)

第十四条 四川ダム操作規則(平成十七年広島県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「土 木 局」を「土 木 建築 局」に改める。

(山田川ダム操作規則の一部改正)

第十五条 山田川ダム操作規則(平成十八年広島県訓令第十四号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「土 木 局」を「土 木 建築 局」に改める。

(梶毛ダム操作規則の一部改正)

第十六条 梶毛ダム操作規則(平成二十年広島県訓令第十三号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「土 木 局」を「土 木 建築 局」に改める。

(福富ダム操作規則の一部改正)

第十七条 福富ダム操作規則(平成二十一年広島県訓令第十三号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「土 木 局」を「土 木 建築 局」に改める。

(仁賀ダム操作規則の一部改正)

第十八条 仁賀ダム操作規則(平成二十四年広島県訓令第三号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「土 木 局」を「土 木 建築 局」に改める。

(野間川ダム操作規則の一部改正)

第十九条 野間川ダム操作規則(平成二十五年広島県訓令第八号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「土 木 局」を「土 木 建築 局」に改める。

(広島県営住宅管理者職務規程の一部改正)

第二十条 広島県営住宅管理者職務規程(昭和二十七年広島県訓令第十五号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「土 木 局」を「土 木 建築 局」に改める。

(建築工事検査規程の一部改正)

第二十一条 建築工事検査規程(昭和五十二年広島県訓令第七号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「土 木 局」を「土 木 建築 局」に改める。

第一条中「土木局」を「土木建築局」に改める。

第三条第二項、第三項第一号及び第四項、第七条並びに第九条第二項中「土木局長」を

「土木建築局長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。